

## 大谷石塀等の安全対策について

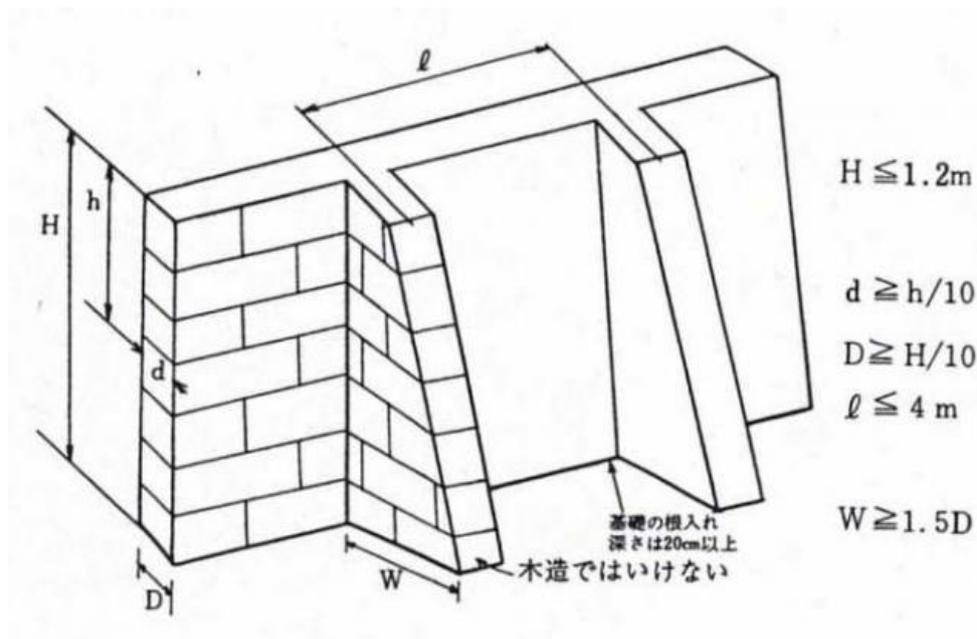
平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、県内において多くの大谷石塀や石造塀など(以下「大谷石塀等」)が倒壊する被害がありました。

大谷石塀等を設置するための最低基準として、塀の高さを1.2メートル以下(大谷石ブロック3段積み程度、基礎・笠木を含む)にすることなどが建築基準法に定められていますので、大谷石塀等の改修及び新設をする場合は、基準を守って施工してください。

また、被害のなかった大谷石塀等についても、基準に従い設置されていない場合や劣化具合によっては倒壊の恐れがありますので、建築士等専門の知識を有する方に相談されることをおすすめします。

大谷石塀等の基準は次のとおりです。

### 【大谷石塀(組積造)】



※建築基準法施行令第61条による規定内容を図化したものです。なお、国土交通省大臣が定めた構造方法により補強され、かつ、国土交通大臣が定める構造計算により構造耐力上安全であることが確かめられた場合についてはこの限りではありません。